

第 24 回子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成 20 年 8 月 12 日（火）18 時 30 分～

場所：北広島市役所 2 階会議室

委員長挨拶：

前は、先週金曜日ということで、日も間もないですが、お忙しいところありがとうございます。本日は、24 回目ということで、第 4 章から大事なところになります。それでは、起草小委員長をお願いします。

起草小委員長：

前回、前々回と確認いたしました。前文と第 1 条につきましては、最後に検討することになっております。前回、時間をかけました第 12 条の虐待と体罰につきましては、私と事務局で検討することになっております。次回提案いたしたいと思っております。本日は、第 4 章からということで、始めたいと思っております。

委員：

第 4 章に入るまえに、第 15 条第 3 項の条文で、一部修正して欲しいとあります。「有害な出版物、画像から」を「有害な出版物、画像等から」へと修正をお願いいたします。理由は、出版物・画像と限定して明記してしまうと、携帯などに有害なサイトや画像ありますので、それから守られなくなるので、修正していただきたい。

起草小委員長：

前回、雑案的に色々な委員からお話があったみたいですが、他に提案はありませんか。

委員：

前回、色々な委員からもありましたが、ここは広く対象を捉えることにしたほうがいいと思います。

起草小委員長：

それでは、「有害な出版物、画像等から」へと修正いたしますが、よろしいですね。
-----反対の声なく、修正となる。-----

第 4 章に入りたいと思っております。ご意見ありませんか。

委員：

第 18 条の（子ども会議）ですが、市政に意見を表明し参加できることはよいことと思っておりますが、お膳立てするのは、行き過ぎ・過保護と考えますので、第 18 条はいらないと考えます。

委員長：

確かに、第 16 条の（子どもの参加等の促進）で、意見表明をする機会を設けておりますが、子ども自身から積極的な意見を表明することは現実的に難しいと考えます。第 18 条については、いままで異論がなかったので、このままと考えます。

委員：

昨年開催した「子ども会議」の場において、子どもたち自身も発言する場を与えられて

こなかったもので、何を発言したらよいのか分からず、ある程度主導しなければなりません
でした。街づくりについて発言してもよいとかの実感が湧かなければならないと考える
ので、第 18 条の（子ども会議）があったほうがよいと思います。

委員：

第 18 条は、必要に迫られていないのも拘わらず、市長が開催するという義務的な枠に
はめた感じがします。

起草小委員長：

「必要に応じて」を条文に加筆すればよろしいのですか。

委員：

年 1 回、議会の議場で、各学校の代表から意見を聞くイベント的な会議だったら、困り
ます。街づくりばかりでなく、自分たちの思いや悩みを聞いてくれる場であったほうがよ
いと考えます。開催については、開催できる又は必要に応じて開催できるとした方がよい
と思います。ただ、「子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し参加できる」の条文に
ついては、かたい感じがします。

委員：

第 18 条については、前文に照らし合わせた条文と考えますので、このままでと考えま
す。

委員：

会議を開催することには賛成しておりますが、条文の表現については、子どもが会議を
開催することを要求することができるというほうがよいと思います。

委員：

義務付けた開催しても、また、学習していないのに開催しても問題があります。「必
要に応じて開催できる」という表現であったほうがよいと考えます。

委員：

子ども会議というと奈井江町を思い浮かべます。奈井江町では合併問題があったときに、
メリットとデメリットについて子どもに周知しながら、参考意見という形で、子ども投票
を行いました。子どもには、早い時期にそういう機会を与えられるのは素晴らしいことと
考えますので、第 18 条については好意的に考えます。

委員：

第 16 条で子どもの参加の促進を明文化していますが、それをどう実現化していくかは
子ども会議と考えます。

起草小委員長：

皆さんの意見から、子ども会議は残すが、表現的に少しずつニュアンスが違いますね。
その辺を検討してもらえればと思います。

委員：

第 16 条にかかっている色々なことについて、意見を表明する子ども会議であったらと
思います。

委員：

「市長は、第 16 条における子どもが意見を表明し参加する場として子ども会議を設け

ます。」としたらよいと思います・

委員長：

そういうことであれば、条を繰り上げたほうが良いと思います。

事務局：

条文については、こちらで整理しますが、子ども会議の条文に位置については、第 16 条の後でよろしいですか。

起草小委員長：

その辺を含め、事務局にお任せいたします。それでは、第 5 章に入りたいと思います。

委員：

第 23 条についてですが、「対応に努めなければなりません。」と書いてありますが、全体条文からするとここは努力目標ではなく「対応します。」と修正してください。

起草小委員長：

そういうことでよろしいですか。

委員長：

第 19 条の第 2 項第 2 号が両論併記になっていますが、説明願います。

事務局：

救済委員の制度については、3 月の検討委員会で、制度的に必要ということになっておりますが、どのような機能をもたせるのかについては、具体的な議論にはなっておりませんでした。両論併記につきましても、救済員が、申し立ての有無にかかわらず、必要であれば、独自で調査、調整、勧告、是正要請できる強力な機能ももたせるか、または、申し立てを受けた場合のみ、対応するのかということでも両論併記になっております。

起草小委員長：

補足いたしますが、起草小委員会の中では、「また、必要があるときには自らの判断で」の場合に、調査・調整・勧告・是正要請の 4 つの機能すべてではなく、調査・調整だけで、勧告・是正要請まで対象にならないという意見もありました。

事務局：

①申し立てを受けて動くか、②申し立てがなくても状況判断して自ら動くか、その他に中間意見で、③自ら動く場合でも、限定されて調査・調整まで動くかということです。

委員：

噂の段階で、救済委員が申し立てがなく動けないでいると、子どもの状態が悪化してしまうことも考えられるので、「必要があるときには自らの判断で」と考えています。ただ、そうすると非常に強い権限（検察、警察、裁判官などの権限）を与えることになるので、危惧しています。

委員長：

救済の申し立てがあれば当然ですが、申し立てのない状態での権限については、個人情報観点で心配しています。ある事件が起きた場合に、マスメディアが救済委員から情報を聞き出すことになりかねませんか。

委員：

識見のある人を専任するし、守秘義務もありますから。

委員長：

現実問題として、マスメディアは、色々と取材しますから。

委員：

自らとは、救済委員一人ですか。たとえ、緊急性があったとしても、救済委員会の中で話し合っ、調査・調整してもらいたい。どんな場合でも、一人というのは危惧します。

委員：

そこは、起草小委員会で議論のあったところですが、救済委員会という組織ではなく、救済委員として考えています。後で合議制について触れますが、そこは公表だけですので。

起草小委員長：

救済委員のほかに、相談員もおり、救済委員と相談員とチームを組んだ形で動くことを想定しています。救済委員は、人権・福祉・教育などに識見を有したかたなので、ケースによって「自らの判断」を考えるとと思います。

委員長：

100%ぐらい単独行動ではないということですか。

起草小委員長：

実際には、相談員のかたが動き、相談したり報告したりすることになります。

委員：

たとえ法律家が色々と考えてくれても、どんな場合でも一人で動くことは反対です。一人で話を聞くと食い違ふことがあります。

起草小委員長：

救済委員のイメージですが、裁判所の判事ではなく、相談・調査・調整は、縛れた人間関係を子どもの視点で作りなおすことに主眼を置いていると考えます。

委員：

専門過ぎて難しいので、なかなか判断できません。救済委員と、民生児童委員・民生主任児童委員そして家庭児童相談員など市の仕組がありますが、その辺とどう違うのか分かりません。

事務局：

児童福祉法の改正により、19年3月から要保護児童対策地域協議会を設立して、関係機関（幼稚園・保育園・小中学校・児童相談所・保健所・医師会・民生児童委員など子どもに関係する機関）からなる組織を作っております。その中で、関係機関や家族・本人、又は匿名の相談により、緊急性あるものかどうか判断しながら対応しています。場合によっては、児童相談所が法的に専門的な権限をもっておりますので、強制的に行動することもあります。

委員：

いままでの制度ですと、家族からの相談が多いと思います。救済委員は、子どもが直接出向き、相談することになりますよね。

事務局：

補足させていただきますが、過去、子どもからの相談もありますし、実際、子どもからの相談で保護したことが何度もあります。

委員：

ということは、機能としてダブルということですか。

委員：

人間関係の再構築と起草委員長が説明していましたが、調整においては、子どもに基本的な権利について教える貴重なものと考えています。あなたには権利があり、相手にも同じように権利がある、その中で、物事を正しく認識する捉え方を学習できれば考えます。一方的に申し出受けて調整することはないと考えます。

委員：

本当に一人で判断できるのかと思います。

委員：

第19条第2項第2号については、「子どもの権利侵害に関わる救済の申し立てを受けて、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。」とし、「なお、申し立てがない場合には、救済委員の合議を図ってすること。」を追加してはいかがですか。

起草小委員長：

確認しますが、申し立てがあるときは、自らの判断で出来、申し立てがないときは、救済委員の合議を図って調査、調整、勧告、是正要請するということですか。半分独任制で半分合議制ということでもいいですか。

委員：

細かいことは分かりませんので、事務局で整理してください。

事務局：

合議ということですので、第19条第1項について救済委員会とするのですか。

起草小委員長：

違います。独任制ですが、申し立てを受けない場合には、救済委員の合議を図って行動するということです。

事務局：

今の意見の中で調整いたします。

起草小委員長：

それでは、19条はこれでいいですね。次第20条ですが。

委員長：

第2項の「識見を有する人や市民等」の等はどういうことですか。

委員：

「市民」を定義しているので、等はいらないと考えます。

事務局：

弁護士を選ぶ場合、北広島市内にいるとは限りませんが、どうなりますか。

委員：

識見を有する人ということですから、そこで選ぶことになります。識見を有する人は北広島市にいるとは限らないので、「市民等のうちから」を取り、「識見を有する人から」としたいと考えます。

起草小委員長：

それではよろしいですか。第 21 条はどうですか。

委員長：

子どもははいらないのですか。

起草小委員長：

市民に子どもも入ります。また、リーフレットやパンフレットで周知しますので、このままでよろしいですか。次に第 22 条ですが、第 20 条との兼ね合いで、見識となっていますが、識見と変更します。

委員：

相談員は、市民でなければならないということですか。

委員：

市民でなければ、相談業務が大変と考えます。

起草小委員長：

識見を有していればいいので、札幌市民でも交通の便を考えると第 19 条と同じく、市民等をとっても構わないと考えます。

委員：

相談員は、常勤ですか。

起草小委員長：

週のうち、2 回～3 回のイメージでいます。

事務局：

子どもの相談ということを見ると、土曜日祝祭日の問題はありますが、月曜から金曜日までの常勤でなければと考えます。

起草小委員長：

第 23 条については、先ほどの修正案のとおりとします。

事務局：

第 5 章は、救済委員についての条文で構成されていますが、第 23 条においては、市が主語になりバランス的に第 6 章の位置づけと考えますがいかがでしょうか。

起草小委員長：

この条文については、第 5 章を起草小員会で検討する際に、大幅に変更したもので、もともと条文的には 2 項からなり、一部は、第 20 条の第 6 項へ行き、結果的に 1 項残ったものです。

事務局：

起草小委員長の説明を聞くと理解できるのですが、条文だけではバランスにかけますので。

起草小委員長：

全体の条文からバランスに欠くということで、第 23 条そのものがいないということですね。それでは、第 6 章に進みます。第 24 条の（子どもの居場所）ですが、子どもの居場所がキーワードになっております。いかがでしょうか。

委員：

「ありのままの自分であること」の条文ですが、解説に書かれていることが盛り込めら

れるといいのですが。アンケートのなかでも、自分勝手な行動と取られているので。

起草小委員長：

条文に盛り込むことができるかどうかですね。

事務局：

公共の福祉に反しない限りなどの例もありますので、可能ですが。

委員：

この条文は、説明みたく長いですね。

事務局：

子どもの居場所については、第 8 条第 1 項第 8 号の「ほっとできる居場所」と関連しておりまして、アンケートでも必要があるとされており、具体的にどういう居場所としたとき、説明する意味でこの条文が長くなっております。

委員：

私もアンケートで印象があります。多少長くてもこれはいいと思います。

起草小委員長：

そういうことで、この条文はこのままということ。次に第 25 条と、第 26 条でなにかありますか。

委員：

解説の（アンケート調査の結果から、条例に盛り込む必要があると考えられます。）については、いらないと思いますが。

委員：

私もいらないと思います。

事務局：

それに関連して、第 2 章の解説の最後の、「また、アンケート調査や子ども会議の」くだりについてはどうですか。いらないのでしょうか。

委員：

子ども会議の意見を述べている章ですから、このままで。

事務局：

章や条文には、こういうことが書かれていますよという解説ですから、経過まで必要がないのではと考えます。パブリックコメントなどを実施するときには、経過を説明する必要性がありますが、条文ではいらないと思います。

起草小委員長：

第 2 章の解説と第 25 条のアンケートに関する文は、削除いたします。第 26 条はどうでしょうか。

事務局：

事務局から条文の訂正があります。第 26 条の第 2 項において、「推進計画の策定にあつたは、」とありますが、「推進計画の策定にあたっては、」となります。訂正願います。

起草小委員長：

それでは、第 26 条はよろしいですか。次に第 7 章に入ります。

委員：

解説で、「市における子どもの権利の保障状況」ということは、市内での子どもの権利の保障状況ということで、施策だけにこだわっていないですね。

委員：

もともとこの権利条例は、北広島市に関してだから、「市における」を削除したほうがいいと思います。

起草小委員長：

それでは、解説から取ることにします。

委員：

第28条の「10人以下」の表現に疑問があるのですが

起草小委員長：

「10人以内」ですね。訂正します。

委員：

ということは、5人でもいいということですね。

事務局：

上限が10人ということです。

委員：

何人以上何人以内としないのですか。

事務局：

一般的には、10人以内はおよそ10人ということです。極端に1人とか3人ということではないです。

起草小委員長：

法令解釈では、常識的に解釈しますので、10人以内が3人でいいとは普通なりません。両論併記ですが、識見を有する専門家や市民から委嘱するということで、単に市民とするのか公募に応じた市民とするのかということ、どちらにしますかということです。

委員長：

行政が、ある程度人選して委嘱するということですか。

起草小委員長：

起草小委員会の中で、条文で公募にと明確にしなくても、公募しているのが現実ですので、あまりこだわる必要はないのではという意見がありました。

事務局：

市民参加条例において、委員会については公募でやりなさいとしておりますので、ここは明文化する必要があると考えます。

委員：

公募にするかどうかはどちらでもよいと考えます。

委員：

公募に応じたとしたほうが、分かりやすいと思います。

起草小委員長：

それでは、公募に応じたということにします。第7章はよろしいですか。それでは、第8章に行きます。

事務局：

事務局から訂正があります。解説の後段、「また、「その他の執行機関」としては、教育委員会が主なものとして考えられます。」となっていますが、削除をお願いします。

委員：

解説の「細かな事項」ですが、条文は事柄となっていますので、統一した方がと考えます。

委員：

説明ですので、このままでいいのではと思います。

委員：

皆さんがよければいいです。

委員：

前文ですが、前回、最後の2行のところで、削除してもと意見がありました。もし、削除した場合どうなるか案を作成してきたのですが。

事務局：

今回は、前文と第1条から未定になっているところと調整するところがあります。それを議論して大枠を決定することになります。削除してもとの意見は、第1条の別案と前文とが重複しているところがあるので、どちらかにしてはという意見であったかと思います。本日、発言した委員が欠席しておりますので、出席しているときに、改めて提案して欲しいと思います。

起草小委員長：

分かりました。

事務局：

調整するというところを確認します。2ページの第1条、両論併記を含めて調整することになります。6ページの第12条、三浦小委員長と事務局で調整し案を作成します。

8ページの第18条の子ども会議、条文を整理して第16条の後にするのかどうか同じく8ページの第19条の救済委員ですが、独任制と一部合議制の整理、合わせて補足や解説も整理する必要があります。

10ページの第23条、ここも整理の対象です。この辺を整理したうえで、前文を考えたいと思います。次回の日程ですが、少し間を空けてからと考えますので、今月の下旬ではどうでしょうか。

起草小委員長：

日程を考えますと、9月1日か2日なら空いています。

委員：

4日、5日は無理です。

委員：

3日、4日は駄目です。

委員長：

それでは、9月2日でどうでしょうか。

事務局：

場所は後日連絡いたしますが、優先的にこの会議室を押さえるように考えます。

委員長：

長い間、ありがとうございます。本日は、この辺で閉会いたします。